

# **第1章 計画の策定について**

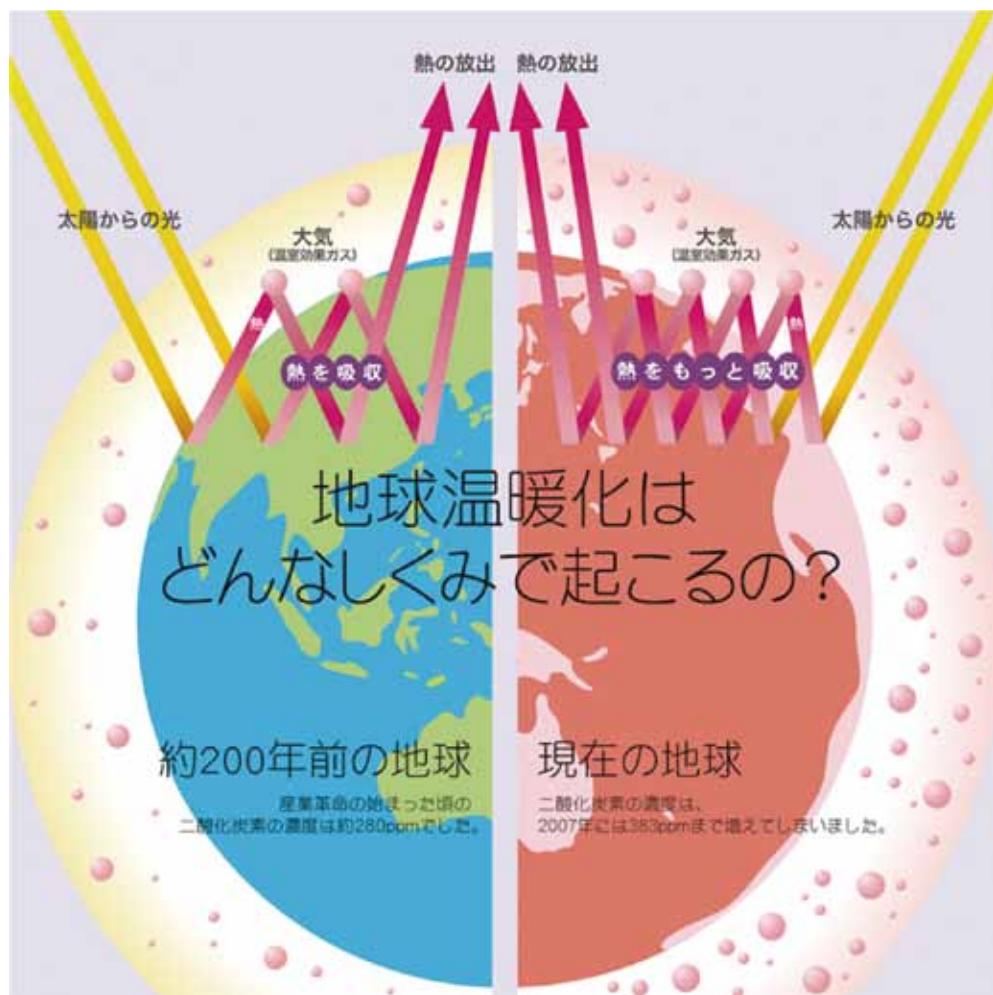
本章では、計画策定の趣旨、背景、基本方針などを整理しています。

## 1. 計画の趣旨

### (1) 地球温暖化とは

18世紀末の産業革命以降、産業活動の拡大に伴って温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出量が飛躍的に増えました。温室効果ガスが増えると、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表付近の気温が上昇します。この現象を地球温暖化といいます。

私たちが、これまで創り上げてきた快適で豊かな社会は、石油などの化石燃料をエネルギー源として多量に消費し、温室効果ガスを排出することで成り立っています。また、核家族化が進み、ライフスタイルも大きく変化したこと、エネルギー消費の増加につながっています。私たちが、エネルギーなどをあまりにも使い続けすぎたため、地球温暖化の問題が顕在化してきています。



### 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：IPCC 第4次評価報告書 2007

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

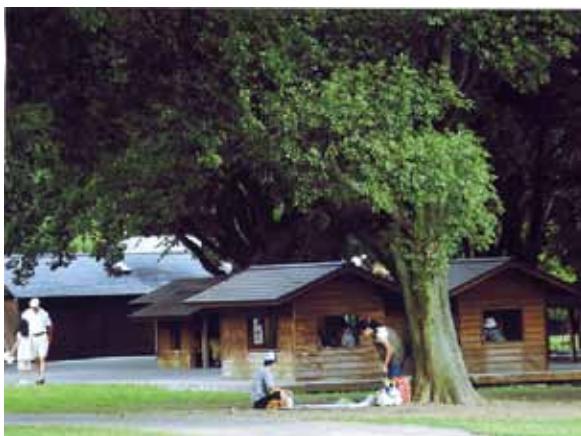
## (2) 本計画の策定趣旨

一宮市では平成13年に「エコアクション一宮」を策定し（平成17年の尾西市、木曽川町合併に合わせて見直し）、行政関連施設を中心に温室効果ガスの削減に取り組んできました。

しかし、温室効果ガスは私たちの日々の暮らしや経済活動などから排出されるものであり、市民、事業者、行政のすべてが地球温暖化問題の加害者であると言え、その被害は地球規模に広がっています。したがって、一宮市のすべての人々が環境への意識を持ち、家族や地域、市域全体に地球温暖化対策の取り組みを広げていくことで、化石燃料を過剰に使うことのない、低炭素な社会への転換を図っていく必要があります。

増えてしまった温室効果ガスの影響は、長期間に及ぶとされています。地球温暖化への対策は、いつまでも安心で快適に暮らしていくように、子どもや孫、未来の世代に対して果たさなければならない、私たちの大切な責任です。

本計画は、市全体で地球温暖化対策に取り組むことで、一宮市を地球に優しい、持続可能で低炭素なまちにしていくこととともに、市民がライフスタイルを見直し、家族や地域のつながりを取り戻すことで、将来の世代に誇りうる住みよいまちをつくりあげていくことを目的とします。



出典：一宮市メールマガジン 週刊一宮 HP

## 2. 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化対策推進法

わが国の地球温暖化対策の基本的な方針を定める「地球温暖化対策の推進に関する法律（通称：地球温暖化対策推進法）」の法第二十条第2項において、区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施に努めることを地方公共団体の責務であるとしています。さらに、平成20年6月の改正により、法第二十条の三第3項において、自らの事務及び事業に関する計画（地方公共団体実行計画等）に加え、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制等についての施策の策定が義務付けられており、一宮市にも特例市として策定する義務があります。

#### ○地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の施策）

##### 第二十条（略）

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

区域全体  
の施  
策に  
係る  
”努力  
義務”

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

区域全体  
の施  
策の  
”義務”

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したもの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るために、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

## (2) 京都議定書目標達成計画

わが国では、京都議定書達成に向けた必要な対策について、地球温暖化対策推進法に基づいて、「京都議定書目標達成計画」で定めています。この中で、地方公共団体の基本的な役割として以下のように定められています。

### ○京都議定書目標達成計画（抜粋）

#### （1）地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取り組みなど、地域の自然的・社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

#### （2）率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取り組みを行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画を策定し、実施する。

#### （3）地域住民等への情報提供と活動推進

地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取り組みの紹介、相談への対応を行うよう努める。

地方公共団体は、地域の特性を踏まえて、国の施策との連携も図りつつ、また、事業者の全国規模での効果的なエネルギー効率の向上等に配慮しながら、事業者や地域の住民と協力して取り組むことで、「地域発の地球温暖化対策」が全国各地で始められ、低炭素社会の実現に向かっていくことが期待されています。

これらの状況を踏まえ、一宮市でも「**一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**」を策定し、地球環境に貢献していきます。

## 3. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、**一宮市全域**です。

市民の日常における生活や、事業者の事業活動、市の事務事業など、すべての主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量削減のための取り組みを対象とします。

## 4. 計画の基本方針

### (1) 本計画が目指すもの

地球温暖化対策を推進するため、本計画が目指す一宮市の姿を「再生可能エネルギーの導入とライフスタイルの変革～低炭素のまち一宮を目指して～」とします。

**再生可能エネルギーの導入とライフスタイルの変革  
～低炭素のまち一宮を目指して～**

### (2) 計画の基本方針

また、以下の3つの基本方針を定め、積極的に推進していきます。

◆基本方針①

地球にやさしい行動

◆基本方針②

省エネ交通の推進

◆基本方針③

エネルギー消費の低減